

保国発 1225 第 1 号
平成 29 年 12 月 25 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長
（公印省略）

平成 29 年度における国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率
の算定に用いる係数について（通知）

都道府県は、平成 30 年度から国民健康保険の保険者となるとともに、財政運営の責任主体となる。各都道府県においては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）附則第 8 条及び附則第 9 条に基づく準備として、平成 30 年度予算を推計し、改正後の国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「改正国保法」という。）第 75 条の 7 に規定する国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）及び改正国保法第 82 条の 3 に規定する標準保険料率の算定を行う。

今回の納付金及び標準保険料率の算定に当たり、別添のとおり、算定に用いる係数（以下「確定係数」という。）をお示しするので、各都道府県においては、納付金及び標準保険料率の算定について、下記のとおり行っていただくようお願いする。

記

1. 納付金及び標準保険料率の算定について

都道府県は、以下①～⑧までに示す「国が示すべき係数」等を活用して、納付金及び（1）から（3）の標準保険料率等を算定し、その結果を国に報告すること。

ただし、これらの確定係数については、正式には、本年度末に予定している厚生労働大臣告示により示されることとなることに留意すること。

- ① 国が示すべき係数等（共通係数）（別紙1-1～1-4）
- ② 国が示すべき係数（個別係数・都道府県分）（別紙2）
- ③ 国が示すべき係数（個別係数・市町村分）（別紙3-1～3-3）
別紙3-1から3-3には各市町村の以下の数値を記載している。
 - ・平成30年度 特別調整交付金交付見込額（市町村分）
 - ・平成30年度 保険者努力支援制度交付見込額（市町村分）
 - ・平成28年度 前期高齢者交付金確定額
 - ・平成28年度 退職被保険者等に係る確定調整対象基準額相当額
 - ・平成28年度 退職被保険者等に係る確定後期高齢者支援金相当額
 - ・平成28年度 前期高齢者納付金確定額
 - ・平成28年度 後期高齢者支援金等確定額
 - ・平成28年度 介護納付金確定額
- ④ 特別調整交付金（20歳未満の被保険者）算定内訳表（別紙4）
- ⑤ 高額医療費負担金計算ワークシート及び特別高額医療費共同事業負担金計算ワークシート（別紙5）
- ⑥ 激変緩和ワークシート等（別紙6-1～6-3）
- ⑦ 都道府県標準保険料率算定用ワークシート（別紙7）
- ⑧ 参考資料（別紙8）

(1) 都道府県標準保険料率について

- ① 都道府県標準保険料率は、所得割・均等割の2方式で算定する。
- ② $\alpha = 1$ のケースを算定することとし、 β は所得係数を用いる。
- ③ 調整後の標準保険料率の算定に必要な保険料総額を算出する場合の標準的な収納率は、市町村規模別等に応じたものとする。

(2) 市町村標準保険料率について

市町村標準保険料率は、都道府県が任意に定めた都道府県統一の算定条件に基づき算定する。

(3) 市町村の算定基準に基づく保険料率について

市町村の算定基準に基づく保険料率は、各市町村の算定基準をもとに算定する。これは、(2)で算定された市町村標準保険料率を市町村の算定基準に基づく保険料率に換算したものだが、都道府県がより実態に近い保険料水準の目安を市町村に示すため、被保険者一人当たり平成28年度と同額の法定外繰入等を行うものと仮定し、市町村の算定基準に基づ

いた保険料率を算定することも可能とする。その際、実際に見込まれる収納率が標準的な収納率と異なる市町村においては、収納率を調整して保険料率を算定することも可能とする。

2. 算定結果の報告について

都道府県ごとに定める納付金及び標準保険料率のパターンについて、以下の帳票を作成し、平成30年2月末日までにメールで送付することにより、国に報告すること。

(提出する帳票)

- ① シミュレーション結果（算定ケース比較）リスト（PDF）
- ② シミュレーション結果（市町村比較）リスト（PDF）
- ③ 市町村別1人当たり医療費と都道府県1人当たり医療費との比較（PDF）
- ④ 標準保険料率算定結果比較表（PDF）
- ⑤ 市町村国保事業費納付金・標準保険料率算定結果表（PDF）（市町村に提供したものに限り。提供していない場合、送付する必要はない。）
- ⑥ 都道府県保険料収納必要総額・標準保険料率算定結果表（PDF）
 - ※ 推計ツールによる被保険者数の推計値を補正する場合には、都道府県保険料収納必要総額・標準保険料率算定結果表の代わりに、別紙7の都道府県標準保険料率算定用ワークシートを送付する。
- ⑦ 激変緩和所要額等の算定結果票
 - ※ 別紙6の激変緩和措置対象額等算出ワークシート及び激変緩和ワークシートを提出する。ファイルサイズが大きいため、激変緩和ワークシートの各シートを分割した上で複数のメールに分けて提出する。

3. 算定結果の公表について

都道府県及び市町村は、それぞれの判断において、今回の算定結果を公表する。算定結果の公表方法については、都道府県が国に提出する帳票から適宜選択して用いることを基本とするが、都道府県の独自の様式による算定結果を公表することも可能である。この場合には、事前に公表予定資料を国に報告すること。独自の様式により算定結果を公表する場合、一人当たり保険料額等の伸び率は必ず単年度の伸び率とするとともに、保険料の増減については、自然増、改革の影響によるもの及び法定外一般会計繰入等の削減によるものが区別できる形で公表すること。

なお、都道府県及び市町村が公表した算定結果の内容は、国も同じ内容を公表する可能性があることを申し添える。

連絡先：厚生労働省保険局国民健康保険課 荻田、島添、波多野

電 話：03 (3595) 2565 (直通)

メール：kokuho@mhlw.go.jp